

別表－１ 排水基準表

対象物質・項目		基準		特定事業場			非特定事業場	
				1,000m ³ /日 以上	50m ³ /日 以上	50m ³ /日 未満	50m ³ /日 以上	50m ³ /日 未満
					1,000m ³ /日 未満			
健康項目 (有害物質)	カドミウム及びその化合物	0.03	mg/L 以下					
	シアン化合物	1	mg/L 以下					
	有機りん化合物	1	mg/L 以下					
	鉛及びその化合物	0.1	mg/L 以下					
	六価クロム化合物	0.2	mg/L 以下					
	ひ素及びその化合物	0.1	mg/L 以下					
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	mg/L 以下					
	アルキル水銀化合物	検出されないこと						
	ポリ塩化ビフェニル (P C B)	0.003	mg/L 以下					
	トリクロロエチレン	0.1	mg/L 以下					
	テトラクロロエチレン	0.1	mg/L 以下					
	ジクロロメタン	0.2	mg/L 以下					
	四塩化炭素	0.02	mg/L 以下					
	1,2-ジクロロエタン	0.04	mg/L 以下					
	1,1-ジクロロエチレン	1	mg/L 以下					
	1,1,2-ジクロロエチレン	0.4	mg/L 以下					
	1,1,1-トリクロロエタン	3	mg/L 以下					
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06	mg/L 以下					
	1,3-ジクロロプロペン	0.02	mg/L 以下					
	チウラム	0.06	mg/L 以下					
	シマジン	0.03	mg/L 以下					
	チオベンカルブ	0.2	mg/L 以下					
	ベンゼン	0.1	mg/L 以下					
	セレン及びその化合物	0.1	mg/L 以下					
	ほう素及びその化合物	10	mg/L 以下					
	ふっ素及びその化合物	8	mg/L 以下					
	1,4-ジオキサン	0.5	mg/L 以下					
	ダイオキシン類	10	pg-TEQ/L 以下					
生活環境項目等	フェノール類	5	mg/L 以下					
	銅及びその化合物	3	mg/L 以下					
	亜鉛及びその化合物	2	mg/L 以下					
	鉄及びその化合物 (溶解性)	10	mg/L 以下					
	マンガン及びその化合物 (溶解性)	10	mg/L 以下					
	総クロム及びその化合物	2	mg/L 以下					
	生物化学的酸素要求量 (B O D)	600	mg/L 未満					
	浮遊物質 (S S)	600	mg/L 未満					
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	動植物油脂類	30	mg/L 以下				
		鉱油類	5	mg/L 以下				
	水素イオン濃度 (p H)	5を超え9未満						
	よう素消費量	220	mg/L 未満					
	温度	45℃未満						

(備考)

-  排水が基準に適合しない場合、直ちに処罰されることがある。この規制の対象となるのは法令に定められている特定の施設を設置している工場・事業場に限られる。
-  排水が基準に適合しない場合、直ちに処罰されることはないが、必要な措置が命じられ、これに従わないと処罰されることがある。この規制の対象となるのはすべての工場・事業場である。ただし、規制項目のうちダイオキシン類については工場・事業場の立地区域によって規制の対象となる場合とならない場合がある。
-  規制の適用を受けない。